

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症にかかる対応として、国において実施される住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を、本市において速やかに支給できるように検討しておりますので、報告いたします。

1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、臨時特別の給付金を支給する。

2 支給対象者等

| 区分<br>内容      | (1) 令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯   | (2) 令和3年1月以降の家計急変世帯  |
|---------------|--|--|
| 支給対象<br>支給要件等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>基準日（令和3年12月10日）において、世帯全員の令和3年度分住民税均等割が非課税である世帯</li> <li>基準日において宇治市に住民登録されていること</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>左記（1）に該当する者以外の世帯において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、令和3年度分住民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯</li> <li>申請時において宇治市に住民登録されていること</li> </ul> |
| 支給額           | 1世帯あたり10万円   |  |
| 申請書の発送        | 支給対象世帯に対し確認書を郵送  | 市ホームページからの申請書ダウンロードや、市コールセンターへの郵送請求等により申請書を郵送  |
| 発送予定数         | 25,350世帯   | 4,200世帯  |
| 申請方法          | 原則として、申請書（確認書）に同封する返信用封筒で返送による受付   |  |
| 支給方法          | 原則として世帯主（申請者）名義の口座への振込   |  |

※（１）、（２）に関わらず、住民税均等割が課税されている者の扶養親族のみで構成される世帯を除く

※生活保護世帯についても支給要件を満たせば本給付金の支給対象となる（給付金は収入認定外とする）

### 3 補助率

事務費含め、全額国庫負担（１０／１０）

### 4 本市のスケジュール（予定）

|            |  |
|------------|--|
| 令和４年１月下旬以降 | 令和３年度分の住民税均等割が非課税である世帯等に対し、申請書（確認書）を郵送 |
| ２月中旬以降     | 第１回支給日                                 |
| ９月３０日      | 申請期限                                   |